

新発田信用金庫 後見支援預金

商品名	新発田信用金庫後見支援預金（有利息型・無利息型） 成年後見人（未成年後見人を含む）が家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行うことができる預金です。後見人のみの判断で管理できる預金口座と比べ、より厳格な財産管理を目的としています。	
ご利用いただける方	家庭裁判所が後見支援預金新規契約に係る「指示書」を交付した成年後見人および未成年後見人	
期 間	期間の定めはありません。	
預 入	預入方法	家庭裁判所の「指示書」に基づく追加預入
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	家庭裁判所の「指示書」に基づく一時金交付と定期交付金 成年後見人が別途管理する生活口座等への振替のみとし、現金の払戻しはできません。	
利 息	適用金利	スーパー定期預金（300万円未満）期間1年ものの店頭表示金利 無利息型後見支援預金は無利息です。
	利払い方法	年2回（2月・8月）の当金庫所定の日に元本に組み入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置	本商品に関する苦情は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室までお申し出ください。 ・お客様相談室 電話番号： 0120-069577	
紛争解決措置	東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等、並びに新潟県弁護士会が設置する示談あっせんセンター（025-222-5533）で紛争の解決を図ることも可能です。利用をご希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時：03-3517-5825）までお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の「指示書」に基づく内容以外のお取引はできません。 ・本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・通帳によるATMのご利用はできません（窓口でのお取扱いに限定いたします）。 ・現金でのお払戻しはできません（管理口座への振替となります）。 ・口座管理手数料および振込手数料（自動送金を含む）は無料です。 ・本預金は預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらと預金元本を合算して1,000万円までとその利息が保護されます）。なお、無利息型の場合は全額が保護されます。 ・有利息型から無利息型へ変更のお取扱いができます。無利息型を有利息型に変更することはできません。 	

後見制度において利用する「後見支援預金」のご案内

～ ご本人の大切なご預金を安全かつ簡便に
管理するための制度です ～

新発田信用金庫

Q 「後見支援預金」とはどのようなものですか。

A 後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預貯金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。

Q 「後見支援預金」の作成手順を教えてください。

A 後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金があり、「後見支援預金」を作成した方が良いと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨申し出ていただき、家庭裁判所が発行した指示書をお客様がご利用になる当金庫の本支店に持参して「後見支援預金」を作成し、その通帳の写しを裁判所に提出します。

なお、後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職後見人が選任されることもあります。この場合、「後見支援預金」を作成した方が良いかどうかはその専門職後見人が判断し、一般的に手続き終了後に辞任します。

Q 後見人が自由に「後見支援預金」を出金することはできますか。

A 預け入れる場合も、出金する場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。後見人が自分で管理している口座では資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、一時金交付等の指示書を発行してもらってください。

また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見支援預金」に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入の指示書をいただってください。

Q 誤って指示書なく後見支援預金に預け入れた場合、入金訂正はできますか。

A 指示書なく誤って入金した場合でも、出金又は訂正をする際は家庭裁判所の指示書が必要です。

Q 本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足することが予想されるのですが。

A そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を「後見支援預金」から後見人管理の預金口座に送金することができます。

また、本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば申出に基づいて定期金交付額変更の指示書を発行するので、送金額の変更をしてください。

Q 「後見支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか

A 金額は自由です。例えば本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を「後見支援預金」に預入することで後見人の管理負担を軽くすることができます。

Q 同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか。

A 主な違いは次の3つです。

1. 後見制度支援信託では最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、「後見支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、後見支援預金は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
3. 「後見支援預金」には特別な手数料等や後見支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q 「後見支援預金」の金利はどのようになりますか。

A 「後見支援預金」は普通預金ですが、金利については、無利息型（決済用預金）と有利息型に分かれております。有利息型の金利は、「スーパー定期預金（300万円未満）期間1年もの」の店頭表示金利を付利させていただきます。

Q 預金保険の対象となりますか。

A 「後見支援預金」も預金保険の対象となり、有利息型の場合は、被後見人が新発田信用金庫に預入されている他の預金と合算して1,000万円とその利息が保護されます。また、「後見支援預金」が無利息型普通預金（決済用預金）の場合は全額保護の対象となります。

Q 「後見支援預金」を利用して家庭裁判所の後見監督はありますか。

A 「後見支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って後見等事務報告書の提出時、「後見支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

以 上

後見支援預金手続きの流れ

新発田信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して新発田信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- ・ 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- ・ 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。